

中華人民共和国財政部国家稅務總局令第 52 号

中華人民共和国營業稅暫定施行條例實施細則

第1条 『中華人民共和国營業稅暫定施行條例』（以下「條例」という）に基づき、本細則を制定する。

第2条 條例第 1 条にいう役務とは、交通運輸業、建築業、金融保險業、郵便通信業、文化スポーツ業、娯樂業、サービス業の税目の徵收範圍に属する役務（以下「課稅役務」という）を指す。

加工と修理補修は條例にいう役務に属さない（以下「非課稅役務」という）

第3条 條例第 1 条にいう「條例に定める役務を提供し、無形資産を讓渡し、又は不動産を販売する」とは、有償で條例に定める役務の提供を行い、有償で無形資産の讓渡を行い、又は有償で不動産の所有權の讓渡を行う行為（以下「課稅行為」という）を指す。ただし、事業者または個人經營者が招聘・採用する人員が、その事業者または雇用主に対し條例に定める役務を提供する場合は、この中に含まれない。

前項にいう「有償」とは、通過、財貨又はその他の經濟的利益の取得をいう。

第4条 條例第 1 条にいう「中華人民共和国国内（以下「国内」という）において條例に定める役務を提供し、無形資産を讓渡し、又は不動産を販売する」とは、以下の場合を指す。

- (1) 條例に定める役務を提供又は接受する事業者または個人が国内にいる。
- (2) 讓渡する無形資産（土地使用權を含まない）を接受する事業者又は個人が国内にいる。
- (3) 讓渡するか又は土地使用權を賃貸する土地が国内にある。
- (4) 販売又は賃貸する不動産が国内にある。

第5条 納稅者に次に掲げる状況の一つに該当する場合、課稅行為が発生すると見なす。

- (1) 事業者又は個人が不動産又は土地使用權を無償でその他事業者又は個人に贈与する。
- (2) 事業者又は個人が建物を自ら新たに建設（以下「自家建設」という）した後に販売する場合の自家建設行為。
- (3) 財政部及び国家稅務總局が規定するその他の状況。

第6条 1つの販売行為が、課税役務と財貨に及び場合は、混合販売行為とする。本細則第7条の規定を除き、財貨の生産、卸売または小売に従事する企業、企業性事業者及び個人経営者の混合販売行為は、財貨の販売と見なして営業税を課税しない。その他の事業者や個人の混合販売行為は課税役務の提供と見なされ、営業税を納付する。

第1項にいう財貨とは、有形動産を指し、電力、熱エネルギー、気体を含む。

第1項にいう財貨の生産、卸売または小売に従事する企業、企業性事業者及び個人経営者とは、財貨の生産、卸売または小売に従事することを主とし、かつ課税役務の提供を兼営している企業、企業性事業者及び個人経営者を含む。

第7条 次に掲げる納税者の混合販売行為は、課税役務の売上額と財貨の販売額をそれぞれ計算しなければならず、その課税役務の売上額について営業税を納付し、財貨の販売額については営業額を納付しない。それぞれ計算していない場合、主管税務機関が、その課税役務の売上額を査定する。

(1) 建築業にかかる役務を提供するとともに、自家生産財貨を販売する行為。

(2) 財政部及び国家税務総局が規定するその他状況。

第8条 納税者が課税行為と財貨または非課税役務を兼営している場合は、課税行為の営業額と財貨または非課税役務の販売額をそれぞれ計算しなければならず、その課税行為の売上額について営業税を納付し、財貨又は非課税役務の販売額については営業税を納付しない。それぞれ計算していない場合、主管税務機関が、その課税行為の売上額を査定する。

第9条 条例第1条にいう「事業者」とは、企業、行政機関、事業機関、軍事機関、社会团体及びその他の事業者を指す。

条例第1条にいう「個人」とは、個人経営者及びその他個人を指す。

第10条 本細則第11条及び第12条の規定を除き、営業税の納税義務がある事業者とは、課税行為が発生し、かつ金銭、財貨又はその他の経済的利益を収受する事業者であるが、法律により税務登記を必要としない内部設定機構は含まない。

第11条 事業者が請負、借受及び名義借り方式により経営し、請負人、借受人及び名義借受人(以下「請負人」と総称する)に課税行為が発生し、請負人が注文者、貸出人及び名義貸し人(以下「発注者」という)の名義により対外経営を行い、かつ注文者が関連する法律責任を負う場合、発注者を納税者とする。さもなければ、請負人を納税者とする。

- 第12条 中央鉄道運行経營業務の納税者は鉄道部であり、合弁の鉄道運行経營業務の納税者は合弁の鉄道会社であり、地方の鉄道運行経營業務の納税者は地方の鉄道管理機関であり、基本建設の臨時路線運行経營業務の納税者は基本建設の臨時路線の管理機関である。
- 第13条 条例第5条にいう「価格外費用」とは、受領する手数料、手当、基金、資金調達費、返還利潤、奨励費、違約金、滞納金、延払利息、賠償金、代理取立金、立替金、遅延利息及びその他各種性質の価格外費用を含むが、以下の条件に同時に適合し、代理納付される政府性基金又は行政事業性徴収費用を含まない。
- (1) 国務院又は財政部の認可を受けて設立された政府性基金又は国務院又は省級人民政府及びその財政、価格主管部門の認可を受けて設立された行政事業性徴収費用。
  - (2) 費用の徴収時に、省級以上の財政部門が印刷・作成した財政インボイスを発行する。
  - (3) 徴収費用の全額につき、財政に納付する。
- 第14条 納税者の売上額につき営業税を計算ならびに納付した後に返金が発生して売上額が減額された場合、既に納付した営業税税額を還付するか、又は納税者が今後納付すべき営業税税額より減額する。
- 第15条 納税者に課税行為が発生し、代金と割引額を同一のインボイス上に明記する場合、割引後の代金を売上額とし、割引額について別途インボイスを発行した場合には、これを財務上如何に処理するかに関わらず、売上額から控除してはならない。
- 第16条 本細則第7条の規定を除き、納税者が建築業役務（内装役務を含まない）を提供した場合、その売上額には工事に用いる原材料、設備その他物資及び動力代金を含めなければならないが、建設側が提供する設備の代金を含まない。
- 第17条 娯楽業における売上額は娯楽業経営により受領する全ての代金及び価格外費用であり、入場料、席料、リクエスト料、タバコ代、酒代、飲料代、お茶代、お花代及び軽食代などの收受費用及び娯楽業経営に関するその他の各種の收受費用を含む。
- 第18条 条例第5条第(4)号にいう「外貨、有価証券、先物などの金融商品取引業務」とは、納税者が従事する外貨、有価証券、非財貨先物及びその他金融商品の取引業務を指す。

財貨先物について、営業税を納付しない。

第19条 条例第6条にいう「国務院税務主管部門の関連規定に合致する証憑」(以下「合法かつ有効な証憑」と総称する)とは、以下のものを指す。

- (1) 国内の事業者又は個人に支払われる代金で、かつ当該事業者又は個人に発生する行為が営業税又は増値税の課税範囲にあたる場合、当該事業者又は個人が発行したインボイスを合法かつ有効な証憑とする。
- (2) 支払われた行政事業性収受費用又は政府性基金であり、発行した財政インボイスを合法かつ有効な証憑とする。
- (3) 国外の事業者又は個人に支払われる代金で、当該事業者又は個人の収受サインのある証憑を合法かつ有効な証憑とし、税務機関が収受サインのある証憑に疑義を持つ場合には、当該事業者又は個人に対し、国外公証機構による確認証明を提供するよう、当該事業者又は個人に要求することができる。
- (4) 国家税務総局が規定するその他合法かつ有効な証憑。

第20条 納税者に条例第7条にいう「価格が著しく低く、かつ正当な理由もない場合」があり、又は本細則第5条に規定される「課税行為が発生すると見なされる」ものの売上額がない場合には、以下の順序にてその売上額を確定する。

- (1) 納税者に最近発生した同類の課税行為の平均価格に照らして査定する。
- (2) その他納税者に最近発生した同類の課税行為の平均価格に照らして査定する。
- (3) 以下の公式に従い査定する。

$$\text{売上額} = \text{営業原価又は工事原価} \times (1 + \text{原価利潤率}) \div (1 - \text{営業税税率})$$

公式中の原価利潤率は、省、自治区及び直轄市税務局が確定する。

第21条 納税者が人民幣以外の貨幣により売上額を決算する場合、その売上額の人民幣換算率は、売上額が発生した当日又は当月1日の人民幣為替レートの仲値を選択することができる。納税者は、どの種の換算率を採用するかを事前に確定しなければならない。確定後1年間は変更してはならない。

第22条 条例第8条に規定する一部免税項目の範囲は以下の場合に限る。

- (1) 第1項(2)号にいう障害者個人が提供する役務とは、障害者本人が社会のために提供する役務を指す。
- (2) 第1項(4)号にいう学校及びその他の教育機関とは、普通学校および地

区、市級以上の人民政府または同級の政府の教育行政部門の認可を経て設立され、国家がその学生の学歴を承認する各種の学校を指す。

- (3) 第1項(5)号にいう農業機械耕作とは、農業、林業、牧畜業において農業機械を使用して耕作（耕作、栽培、収穫、脱穀、植物保護などを含む）を行う業務を指す。

排水灌漑とは、農地の灌漑または排水を行う業務を指す。

病虫害防止・処理とは、農業、林業、牧畜業、漁業における病虫害の予測、防除業務を指す。

農業牧畜保険とは、栽培業、養殖業、牧畜業栽培及び飼育される動植物に保険を提供する業務を指す

関係技術研修とは、農業機械耕作、排水灌漑、病虫害防除、植物保護と関係があり、かつ農民に農業牧畜業保険の知識を教える技術研修業務である。

家禽・家畜・水生動物の育種及び病気防除の業務の免税範囲は、この項目の役務に関連する薬品、医療器具を提供する業務を含む。

- (4) 第1項(6)号にいう記念館、博物館、文化館、文化財保護団体、美術館、展覧館、書道絵画館、図書館が実施する文化活動とは、これらの団体が自分たちの場所で行なう、文化スポーツ業の税目の課税範囲内に入る文化活動を指す。その入場券収入とは最初の入場口の入場券にかかる収入を指す。

宗教団体が実施する文化、宗教活動の入場券収入とは、寺院、道観、イスラム寺院、教会が行う文化、宗教活動の入場券収入を指す。

- (5) 第1項(7)にいう財貨輸出のために提供する保険製品には、輸出財貨保険及び輸出信用保険を含む。

第23条 条例第10条にいう営業税の課税最低限とは、納税者の売上額合計が課税最低限に達することを指す。営業税の課税最低限の適用範囲は、個人に限る。

営業税の課税最低限の幅についての規定は以下の通りである。

- (1) 期間ごとに納税するときの課税最低限は月間営業額 1,000 から 5,000 元とする。

- (2) その都度納税する場合には、1回(日)の営業額を 100 元とする。

省、自治区、直轄市の財政庁(局)及び税務局は定める幅の中で実際の状況に基づいて当該地区に適用される課税最低限を確定し、財政部及び国家

税務総局に届け出なければならない。

第24条 条例第 12 条にいう「営業収入代金を収受する」とは、納税者の課税行為発生過程又は発生後に収受する代金を指す。

条例第 12 条にいう「営業収入代金請求書の証憑を取得した当日」とは、書面による契約により確定した支払日の当日とし、書面による契約を締結していないか若しくは支払い日を確定していない場合には、課税行為の完成した当日とする。

第25条 納税者が土地所有権の譲渡または不動産の販売で前受金方式をとった場合、その納税義務発生日は前受金の受領日とする。

納税者が建築業又は賃貸借業にかかる役務を提供し、前受け金の方式をとった場合、その納税義務発生日は前受金の受領日とする。

納税者が本細則第 5 条にいう不動産又は土地所有権を無償でその他事業者又は個人に贈与する場合、その納税義務の発生時点は、不動産の所有権又は土地所有権が移転したその日とする。

納税者に本細則第 5 条にいう自家建設行為が発生した場合、その納税義務の発生時点は、自家建設の建築物の販売にかかる納税義務の発生時点とする。

第26条 条例第 14 条の規定に基づき、納税者が課税役務発生地、土地又は不動産の所在地にある主管税務機関に対し申告納税しなければならず、申告納税をするべき月から 6 ヶ月を超えても申告納税をしていない場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税額を追徴する。

第27条 銀行、財務公司、信託投資公司、信用社及び外国企業常駐代表機構の課税期間は、四半期ごととする。

第28条 本細則は、2009 年 1 月 1 日より施行する。

	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施するものです。</p>	
<p><a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a></p>		